入札説明書

高速度ビデオカメラシステム一式

High-speed camera system 1 Set

入札への参加を希望する方は、必ず事前に本入札説明書４の（１）に掲げる者にご連絡ください。

平成２６年７月

国立大学法人埼玉大学

入　札　説　明　書

国立大学法人埼玉大学の特定調達契約に係る入札公告（平成２６年７月１日付け）に基づく入札等については、政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成２６年条約第４号）、「政府調達手続きに関する運用指針等について（平成２６年３月３１日関係省庁申合せ）」国立大学法人埼玉大学会計規則、国立大学法人埼玉大学政府調達事務取扱細則、国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則 、国立大学法人埼玉大学工事等請負契約細則及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．経理責任者等

（１）経理責任者

経理責任者国立大学法人埼玉大学事務局長　小見　夏生

（２）所属部局名　　　　国立大学法人埼玉大学

◎調達機関番号　　４１５

（３）所在地　　　　　〒３３８－８５７０　埼玉県さいたま市桜区下大久保２５５

◎所在地番号　　　１１

２．調達内容

（１）品目分類番号　　　２４

（２）購入等件名及び数量　　高速度ビデオカメラシステム一式

（３）調達件名の特質等

購入物品の性能等に関し、経理責任者が入札説明書で指定する特質等を有すること。（詳細は、別冊仕様書による。）

（４）納入期限　　平成２７年３月２０日

（５）納入場所　　埼玉大学理学部

（６）入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

①　競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）及び国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、購入物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、据付調整費等納入に

要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

（７）入札保証金及び契約保証金　　免除

３．競争参加資格

（１）国立大学法人埼玉大学契約事務取扱規則第４条及び第５条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けているものを除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらない。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

（ア）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（２）国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人埼玉大学の競争参加資格において、平成２６年度に関東・甲信越地域の「物品の販売(sales of product)」のＡ，Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、（平成２６年３月２８日付け号外政府調達第５７号の官報（政府調達公告版）の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。本学における問い合わせ先は、）次のとおり。

〒３３８－８５７０　埼玉県さいたま市桜区下大久保２５５
国立大学法人埼玉大学財務部財務課総務係
ＴＥＬ　０４８－８５８－３０１４

（３）入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

（４）経理責任者から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

４．入札書の提出場所等

（１）入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入できることを証明する書類（以下「納入できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒３３８－８５７０　埼玉県さいたま市桜区下大久保２５５
国立大学法人埼玉大学財務部経理課文系学部等担当　西袋　和江
ＴＥＬ　　　　　０４８－８５８－３９３７
電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　kazue@mail.saitama-u.ac.jp

（２）入札書の受領期限

平成２６年８月２１日（木）　１７時００分
（郵送する場合には受領期限までに必着のこと）

（３）入札書の提出方法

①　競争加入者等は、別冊の仕様書、図面、契約書（案）及び契約基準を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記４の（１）に掲げる者に説明を求めることができる。

②　競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙様式１の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「９月５日開札［高速度ビデオカメラシステム一式］の入札書在中」と朱書しなければならない。

（ア）供給物品名
（イ）入札金額
（ウ）競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
（エ）代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③　郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「９月５日開札［高速度ビデオカメラシステム一式］の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記４の（１）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④　競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

⑤　競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（４）入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

①　入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

②　供給物品名及び入札金額のないもの
③　競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
④　代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
⑤　供給物品名に重大な誤りのあるもの
⑥　入札金額の記載が不明確なもの
⑦　入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
⑧　入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
⑨　入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
⑩　国立大学法人埼玉大学政府調達事務取扱細則第８条第３項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
⑪　その他入札に関する条件に違反したもの

（５）入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

（６）代理人による入札

①　代理人が入札する場合は、入札時までに別紙様式２の代理委任状を提出しなければならない。
②　競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

（７）開札の日時及び場所　　平成２６年９月５日（金）　１４時００分
埼玉大学事務局棟１階経理課会議室

（８）開札

①　開札は、競争加入者等を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
②　開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
③　競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
④　競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記４の（６）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
⑤　競争加入者等は、経理責任者が特にやむを得ない事情があると認められる場合の

ほか、開札場を退場することはできない。

⑥　開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
　ア　公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
　イ　公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

⑦　開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

５．その他

（１）契約手続きに使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）競争加入者等に要求される事項

①　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書と別紙１の納入できることを証明する書類を、上記３の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記４の（２）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

②　競争加入者等は、開札日の前日までの間において、経理責任者から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

③　競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

（３）競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

①　競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別紙１により作成する。

②　資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③　経理責任者は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④　一旦受領した書類は返却しない。

⑤　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥　競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品を納入できるかどうかの判断の対象としない。

（４）落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

①　上記４の（３）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者であって、上記３の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則第１２条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

②　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引

かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③　入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により入札書を受理した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

④　経理責任者は、落札者を決定したときは、その日の翌日から７日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に書面により通知する。ただし、開札時に立会った競争加入者等に対しては、書面による通知は省略するものとする。

⑤　落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（５）手続における交渉の有無　　無

（６）入札金額内訳書の提出

落札者は、落札決定後、速やかに入札金額内訳書を提出しなくてはならない。

（７）契約書の作成

①　競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から７日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

②　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に埼玉大学長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③　上記②の場合において、埼玉大学長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④　提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

（８）支払条件

代金の支払いは、供給物品の納入検査を終了した後、適法な請求書を受理した日の翌月末までに１回にて支払うものとする。

なお、支払方法等の詳細については別冊契約書（案）のとおり。

（９）調達件名の検査等

①　落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

②　納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

（１０）入札説明書（仕様書等の添付資料を含む）に関する質問の取扱い

①　本入札説明書に関して質問がある場合には、別紙様式３の質問書を提出すること。

（ア）提出期間：平成２６年７月１日（火）から平成２６年７月２８日（月）　１７時００分までに必着のこと。

（イ）提出方法：質問の内容を簡潔にまとめて質問書に記載し、電子メールの添付ファイルにより前記４の（１）に掲げる者あて提出（送信）すること。

②　上記①の質問に対する回答は、本入札説明書の交付を受けたすべての競争加入者等に対し、電子メールにより回答する。

回答予定日：平成２６年８月８日（金）

添付書類

別紙１	競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
別紙様式１	入札書様式
別紙様式２	委任状様式
別紙様式３	質問書様式
別紙様式４	入札機器の技術仕様書（参考例）
別冊	契約書（案）
別冊	国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準
別冊	仕様書

別紙１

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

１　競争参加資格の確認のための書類

（１）平成２６年度の資格審査結果通知書の写し（全省庁統一資格
又は国立大学法人埼玉大学の競争参加資格）　・・・・・・・・・・・・・・・１部
（２）入札機器を納入できることを証明する書類(代理店証明書等)・・・・・・１部
（３）入札機器に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が
整備されていることを証明する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

２　納入できることを証明する書類

（１）入札機器の技術仕様書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３部
別冊の仕様書に示す技術的要求要件の項目に応じて入札機器の
性能・機能等を数値又は具体的な表現で記載すること（別紙様式４）
（２）入札機器のカタログ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３部
（３）入札機器の平面図（カタログ等に掲載されている場合は不要）・・・・・３部
（４）入札機器の構成図・構成内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３部
（５）入札機器の導入スケジュール等に関する書類　・・・・・・・・・・・・・３部
（６）入札機器の定価証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
（７）入札機器等の納入実績表(過去３年以内の国立大学法人等に係るもの)・・１部
（８）入札機器の参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
（９）その他必要と思われる資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部
（10）その他
①２の（１）～（５）までの書類は、１冊のファイル等により仮綴じとし、必要部数を提出すること。
また、仕様書に示す項目番号をインデックス等により表記して提出すること。
③２の（６）の定価証明書について、入札機器が外国製品の場合には、当該機器のインボイスを提出すること。なお、提出できない場合には、その理由書及び財務諸表類並びに当該機器の定価設定日を証明する書類を提出すること。

※１．提出資料が外国文の場合には、全てその翻訳文を添付すること。
２．提出資料が複数の場合には、一部本紙を提出し、残部はコピーで差し支えない。

様式１－１（代表者が入札を行う場合）

入　　　札　　　書（見本）

調　達　件　名　　　<u>　高速度ビデオカメラシステム一式　</u>

入　札　金　額　　　<u>　金　　　　　　　　　　　　　　　　円也　</u>

国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日（入札書提出期限までの日）

国立大学法人埼玉大学　御中

競争加入者　　住　所　〇〇県〇〇市〇〇―〇-〇

氏　名　〇〇株式会社
代表取締役　〇　〇　〇　〇　　　　　印

備考　　競争加入者の住所・氏名は、法人の場合はその住所、名称又は商号及び代表者の氏名を記載し押印のこと。

様式１－２（代理人が入札を行う場合）

入　　札　　書（見本）

調　達　件　名　　高速度ビデオカメラシステム一式

入　札　金　額　　金　　　　　　　　　　　円也

国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日（入札書提出期限までの日）

国立大学法人埼玉大学　御中

競争加入者　住 所　〇〇県〇〇市〇〇－〇－〇
氏 名　〇〇株式会社
代表取締役　〇 〇 〇 〇

代理人　〇　〇　〇　〇　印
↓
委任状に使用した印と同じもの

備考　代理人が入札を行う場合の競争加入者住所・氏名は、
①　法人の場合は、その住所、名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
②　代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載し、かつ押印すること。

様式１－３（復代理人が入札を行う場合）

入　　　札　　　書（**見本**）

調　達　件　名　　　高速度ビデオカメラシステム一式

入　札　金　額　　　金　　　　　　　　　　　　円 也

国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日（入札書提出期限までの日）

国立大学法人埼玉大学　御中

競争加入者　住 所　○○県○○市○○－○－○
氏 名　○○株式会社
代表取締役　○ ○ ○ ○

復代理人　○　○　○　○　印
↓
委任状に使用した印と同じもの

備考　復代理人が入札を行う場合の競争加入者住所・氏名は、
①　法人の場合は、その住所、名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
②　復代理人であることの表示及び当該復代理人の氏名を記載し、かつ押印すること。

様式２－１（代理委任の場合）

委　　　　　任　　　　　状（見本）

平成　　年　　月　　日

国立大学法人埼玉大学　御中

委任者(競争加入者)　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

私は、　　　　　　　　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

埼玉大学において行われる「高速度ビデオカメラシステム一式」の一般競争入札に係る入札及び見積に関する件、並びに復代理人の選任に関する件

（平成２６年７月１日付け入札公告）

受任者（代理人）使用印鑑

（注意）これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

様式２－２（復代理委任の場合）

委　　　　　任　　　　　状（見本）

平成　　年　　月　　日

国立大学法人埼玉大学　御中

委任者(競争加入者)　住　所
氏　名

代 理 人　　　住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　印

私は、　　　　　　　　を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

埼玉大学において行われる「高速度ビデオカメラシステム一式」の一般競争入札に係る入札及び見積に関する件

（平成２６年７月１日付け入札公告）

受任者（復代理人）使用印鑑

（注意）これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

入　　　札　　　書

調　達　件　名　　　高速度ビデオカメラシステム一式

入　札　金　額　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円也

国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

国立大学法人埼玉大学　御中

競争加入者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

入　　　　札　　　　書

調　達　件　名　　　高速度ビデオカメラシステム一式

入　札　金　額　　　金　　　　　　　　　　　　　円也

国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

国立大学法人埼玉大学　御中

競争加入者　住 所

氏 名

代理人　　　　　　　　　　　印

入　　　　札　　　　書

調　達　件　名　　　高速度ビデオカメラシステム一式

入　札　金　額　　　金　　　　　　　　　　　　　円也

国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

平成　　年　　月　　日

国立大学法人埼玉大学　御中

競争加入者　住 所

氏 名

復代理人　　　　　　　　　　　印

委　　　　　任　　　　　状

平成　　年　　月　　日

国立大学法人埼玉大学　御中

委任者(競争加入者)　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

私は、　　　　　　　　　を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

埼玉大学において行われる「高速度ビデオカメラシステム一式」の一般競争入札に係る入札及び見積に関する件、並びに復代理人の選任に関する件

（平成２６年７月１日付け入札公告）

受任者（代理人）使用印鑑

委　　　　　任　　　　　状

平成　　年　　月　　日

国立大学法人埼玉大学　御中

委任者(競争加入者)　住　所

氏　名

代 理 人　　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　印

私は、　　　　　　　　を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

埼玉大学において行われる「高速度ビデオカメラシステム一式」の一般競争入札に係る入札及び見積に関する件

（平成２６年７月１日付け入札公告）

受任者（復代理人）使用印鑑

別紙様式３

「高速度ビデオカメラシステム一式」に係る質問書

日　付：
会社名：

No.	頁・番号等	入札説明書等の記載内容	質問事項	回答
（競争加入者等記入欄）				（埼玉大学記入欄）
1				
2				
3				
4				
5				

※記入欄が足りない場合は、適宜行を追加してください。
※提出は、平成２６年７月２８日（月）１７時００分までに　kazue@mail.saitama-u.ac.jp　あてメール送信してください。

別紙様式４

入 札 機 器 の 技 術 仕 様 書（記入例）

平成　　　年　　　月　　　日

埼　玉　大　学　　　殿

競争加入者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

調達件名　　「高速度ビデオカメラシステム一式」

項目番号	埼玉大学の要求する調達物品に係る性能等	○　○　社　提　案　の　性　能　等	合否	備考
2-1	超高速デジタルフレーミングカメラ	○○社製　123A4567 型		
2-1-1	最高 2 億コマ/秒以上の撮影速度で 12 フレーム以上の連続駒撮り撮影が可能なこと。	最高２億コマ/秒での撮影可能で 12 フレームの連続駒撮り撮影が可能です。		
2-1-2	撮像措置のデュアル撮影モードを使用することで、1 度の撮影で 24 フレーム以上の連続駒撮り撮影が可能なこと。	撮像措置のデュアル撮影モードを使用することで、1 度の撮影で 24 フレームの連続駒撮り撮影が可能です。		
2-1-3	撮像素子は１つの素子で構成され、撮影される全てのフレームが同一素子で記録できること。	撮像素子は１つの素子で構成され、撮影される全てのフレームが同一素子で記録できます。		
・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

物 品 供 給 契 約 書（案）

供給すべき　　　　高速度ビデオカメラシステム一式
物品の表示　　　　（別紙内訳書のとおり）

代　金　額　　　　金　　　　　　　　　　　円 也
（うち消費税額及び地方消費税額　　　　　　　円）とする。

上記消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、上記代金額に１０８分の８を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

発注者 国立大学法人埼玉大学学長 山口　宏樹（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、上記の供給物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で次の条項によって物品供給契約を締結するものとする。

第１条　この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第２条　物品は、埼玉大学理学部に納入するものとする。

第３条　物品の納入期限は、平成２７年３月２０日（金）とする。

第４条　物品の納品書は、埼玉大学財務部経理課文系学部等担当に送付するものとする。

第５条　代金の請求書は、埼玉大学財務部経理課文系学部等担当に送付するものとする。

第６条　代金は、物品の納入検査が終了し、適法な請求書を受理した日の翌月末までに支払うものとする。

第７条　甲が、乙から物品の引渡を受けた日から１年以内に物品に瑕疵を発見したときは、乙は、直ちにその瑕疵を補修するものとする。

第８条　契約保証金は、免除する。

第９条　乙は、物品供給を第三者に委託することはできない。ただし、事前に書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第 10 条　乙が、物品の納入に際して、天災地変その他乙の避けがたい理由以外の原因によって、甲の所有物等に対し破損又は事故等により損害を与えたときは、乙は、その損害について賠償の責を負うものとする。

第 11 条　本契約についての必要な細目は、国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準によるものとする。

第 12 条　本契約について甲・乙間に紛争が生じたときは、甲・乙間で協議のうえこれを解決するものとする。

第 13 条　本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、埼玉大学所在地を管轄区域とするさいたま地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

第 14 条　本契約に定めのない事項についてこれを定める必要が生じたときは、甲・乙間で協議のうえこれを定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は、２通作成し、双方で各１通を所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　埼玉県さいたま市桜区下大久保２５５
国立大学法人　埼玉大学
学　　長　　山口　宏樹

乙

○国立大学法人埼玉大学物品供給契約基準

〔平成16年４月１日
制　　　　　　定〕

改正　平成25．３.27

この基準は、本学における物品の供給に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第１　発注者及び供給者は、契約書及びこの契約基準に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　供給者は、契約書記載の物品を契約書記載の納入期限内に発注者に引き渡すものとし、発注者は、その売買代金を支払うものとする。

３　供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

４　契約書及びこの契約基準に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して発注者供給者間で用いる言葉は、日本語とする。

６　契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者供給者間で用いる計量単位は、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

８　契約書及びこの契約基準における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

（供給者の請求による納入期限の延長）

第２　供給者は、天候の不良その他供給者の責めに帰すことができない事由により納入期限までに供給契約の目的である物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

（発注者の請求による納入期限の短縮又は延長）

第３　発注者は、特別の理由により、納入期限を短縮又は延長する必要があるときは、供給者に対して納入期限の短縮変更又は延長変更を請求することができる。

（納入期限の変更方法）

第４　納入期限の変更については、発注者供給者間において協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、供給者に通知する。

２　前項の協議開始日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日（第２の場合にあっては、発注者が納入期限変更の請求を受けた日、第３の場合にあっては、供給者が納入期限変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、供給者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査）

第５　供給者は、物品を納入したときは、その旨を納品書により発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を供給者に通知しなければならない。

３　供給者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに、これを引き取り、発注者の指定する期間内に改めて物品を完納し、検査を受けなければならない。

（売買代金の支払）

第６　供給者は、第５第２項又は第３項の検査に合格したときは、物品代金請求書により売買代金の請求をすることができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに売買代金を支払わなければならない。

（部分払）

第７　供給者は、物品の完納前に、物品の納入部分に相応する売買代金相当額の全額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

２　供給者は、部分払を請求するときは、あらかじめ、当該請求に係る納入部分の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を供給者に通知しなければならない。

４　供給者は、前項の規定による確認があったときは、物品代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

５　部分払金の額は、第３項に規定する検査において確認した物品の納入部分に相

応する売買代金相当額の全額とする。
６　第４項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「売買代金相当額」とあるのは「売買代金相当額から既に部分払の対象となった売買代金相当額を控除した額」とするものとする。
（瑕疵担保）
第８　発注者は、契約の目的物に瑕疵があるときは、供給者に対して、目的物の引渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
（履行遅滞の場合における損害金等）
第９　供給者の責めに帰すべき事由により納入期限内に納入を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を供給者に請求することができる。
２　前項の損害金の額は、売買代金額から納入部分に相応する売買代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第８条第１項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額とする。
３　発注者の責めに帰すべき事由により第６第２項の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
（契約保証金）
第１０　供給者は、契約保証金を納付した契約において、売買代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総売買代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として発注者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。
２　供給者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、本学に帰属するものとする。
（発注者の解除権）
第１１　発注者は、供給者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、供給者は、契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
(1)　正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。
(2)　その責めに帰すべき事由により納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みが明らかにないと認められるとき。
(3)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
(4)　第13の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給者は、売買代金額（本契約締結後、売買代金額の変更があった場合には変更後の売買代金額、本契約が単価契約である場合には売買単価に予定数量を乗じた額。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第１２　発注者は、物品が完納するまでの間は、第11第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、物品の納入部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた納入部分に相応する売買代金を供給者に支払わなければならない。

３　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除したことによって供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者供給者間において協議して定める。

（談合等の不正行為に伴う契約解除等）

第１２の２　発注者は、第11及び第12の規定によるほか、供給者がこの契約に関し

て、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、供給者は、契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第19条の規定に違反し、又は供給者が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者又は供給者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第１項に規定する排除措置命令又は同法第50条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第４項の審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、供給者に対して独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 供給者（供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　供給者が前項各号の一に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、供給者は、発注者の請求に基づき、売買代金額（本契約締結後、売買代金額の変更があった場合には変更後の売買代金額、本契約が単価契約である場合には売買単価に予定数量を乗じた額。第３項において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、供給者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、供給者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

３　この契約が政府調達に関する協定（平成７年12月８日条約第23号）の適用を受ける契約であって、第１項第３号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、供給者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する売買代金額の10分の１に相当する額のほか、売買代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第１項第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

(2) 第１項第３号に規定する刑に係る確定判決において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 供給者が発注者に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

４　前２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

５　供給者は、この契約に関して、第１項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

６　前４項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

７　第２項から第４項までの場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金及び賠償金に充当することができる。

（供給者の解除権）

第１３　供給者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(2) 天災その他避けることのできない事由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。

２　第12第２項及び第３項の規定は前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第１４　供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から代金支払の日まで年５パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき年５パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（補則）

第１５　この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者供給者間において協議して定める。

附　則

この基準は、平成16年４月１日から実施する。

附　則（平成25．３.27）

この基準は、平成25年４月１日から実施する。

仕様書

高速度ビデオカメラシステム　一式

High-speed camera system 1 Set

平成 26 年 7 月

国立大学法人　埼玉大学

Saitama　University

目次

Ⅰ．　仕様書概要説明

Ⅱ．　調達物品に備えるべき技術的要件

（性能機能に関する要件）

（性能機能以外の関する要件）

Ⅰ．　仕様書概要説明

１．調達の目的

1-1　調達の背景及び目的

本学では、昨年度から学内理工系の強みを結集し、戦略的研究部門ライフ・ナノバイオ領域を立ち上げた。その重要な研究テーマの一つとして、超短パルスレーザーの新規バイオ応用がある。本学ではこれまでにも、超短パルスレーザーを用いて、細胞や生体材料の超微細加工や、細胞の力学特性の定量計測に取り組んできた。今回調達する高速度ビデオカメラシステムを用いることで、数ナノ秒～マイクロ秒オーダーで起こると考えられる超短パルスレーザーによる細胞への力学的作用（衝撃波、キャビテーション等）を連続計測することが可能となり、超短パルスレーザーを用いた新規バイオ技術の開発が飛躍的に進むと期待できる。

1-2　調達物品の概要

今回調達する装置は、キャビテーション発生や挙動現象、衝撃波伝搬などの超高速現象で映像記録解析するために使用するものである。超高速現象を解明するためには、その瞬時の現象を極短時間のシャッタで静止画像として捕らえ、その連続画像をデジタル画像で記録、転送できる高解像力で操作性の良いデータ収集装置が必要である。

２．調達物品名及び構成内訳

2-1　高速度ビデオカメラシステム　一式

2-2　構成内訳

2-2-1　超高速デジタルフレーミングカメラ　　１台

2-2-2　レーザー照明装置　１台

2-2-3　制御用ＰＣ　１台

３．納入期限　　平成２７年３月２０日(金)

４．納入場所　　埼玉大学理学部Ｃ棟 2F1252 号室

５．技術的要件の概要

5-1　本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は「**Ⅱ．調達物品に備えるべき技術的要件**」に示すとお

りである。）

5-2　技術的要件はすべて必須の要求要件である。

5-3　必須の要求要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれらを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

5-4　入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査委員が入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

６．その他

6-1　技術仕様等に関する留意事項

6-1-1　入札機器及びソフトウェアに関しては、入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器等により応札する場合には、技術的要件を満たすことが可能であることを証明する書類（図面・技術仕様書等）及び納入期限までに製品化されていることを保証する資料及び確約書を提出すること。

6-2　納入に関する留意事項

納入に関するスケジュールは、本学の担当者と協議し、その指示に従うこと。なお、納入にあたっての手順､方法及び期間を具体的に明記した作業書を提出し､通行人､教職員､作業員等の安全を図ること。

6-3　提案に関する留意事項

6-3-1　提案書は日本語で作成すること。

6-3-2　提案に際しては、入札機器の性能等が技術的要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件毎に具体的かつわかりやすく資料等を添付する等して説明すること。従って、審査するに当たって本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます｡」「可能です｡」等提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると技術審査員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものと見なすので留意されたい。

6-3-3　提出資料に対する照会先を明記すること。

6-3-4　提出された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。

6-4　その他の留意事項

搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続に要する全ての費用は本調達に含まれる。

Ⅱ．　調達物品に備えるべき技術的要件
（性能機能に関する要件）

１　構成

本装置は超高速デジタルフレーミングカメラ、レーザー照明装置、制御ＰＣで構成される。

２　仕様

2-1　超高速デジタルフレーミングカメラ

2-1- 1　最高 2 億コマ/秒以上の撮影速度で 12 フレーム以上の連続駒撮り撮影が可能なこと。

2-1- 2　撮像措置のデュアル撮影モードを使用することで、1 度の撮影で 24 フレーム以上の連続駒撮り撮影が可能なこと。

2-1- 3　撮像素子は 1 つの素子で構成され、撮影される全てのフレームが同一素子で記録できること。

2-1- 4　1 フレームの画素数が 1000×860 pixel 以上で、濃度諧調 12 ビット以上であること。

2-1- 5　連続 12 フレーム分の各フレーム撮影間隔を 5 ns ステップで任意に設定できること。

2-1- 6　各フレームの露光時間を 5 ns～1 ms の範囲で、各フレーム独立して任意に設定できること。

2-1- 7　撮影条件設定、撮影制御、データ保存等の制御をすべて制御装置（PC）から専用制御ソフトを用いて行うことができること。

2-1- 8　コントローラ等が付属することなく、カメラ単体でコンピュータとの接続、制御が可能なこと。

2-1- 9　カメラと制御装置（PC）間はギガビットイーサネットで接続できること。

2-1-10　撮影データはコンピュータに Raw（生データ）、TIFF、BMP、JPEG、AVI 形式で保存できること。

2-1-11　2 種類の外部トリガ入力機能（TTL±、make/ break）を有すること。

2-1-12 トリガ遅延回路を備え、入力トリガ信号から撮影開始までの遅延時間を 50ns～10ms の範囲で任意に設定できること。

2-1-13　各フレームについて 2 回以上多重露光ができること。

2-1-14　任意のタイミング設定で外部機器へ 4CH 以上 TTL 信号出力できる機能を有すること。

2-1-15　撮影タイミング信号を TTL 出力できる機能を有すること。

2-1-16　カメラ単体でフォーカス調整ができるよう光学式ビューファインダ機能を備

え、且つカメラ電源未投入時でもフォーカス調整が可能であること。

2-1-17　光学式ビューファインダに加え、コントロールソフトウェア上(PC モニタ上)でフォーカス画像のライブ表示が可能なこと。

2-1-18　光学式ビューファインダはカメラのモード切替時（フォーカス、撮影）に電動式で自動で作動し光路切り替えが行えること。

2-1-19 三脚に取り付けて使用可能な寸法 (150×230×700mm 以下)、重量 (12kg 以下) であること。

2-1-20　倒立型顕微鏡に安定的に取り付けるための固定治具を有していること。

2-2 レーザー照明装置

2-2-1　　レーザー光源の仕様は以下の項目を満たしていること。

2-2-1-1　波長が 700 nm 以下、出力が 400 W 以上であること。

2-2-1-2　最小パルス時間幅が 20 ns 以下であること。

2-2-1-3　照明光源として用いた時にスペックルが生じない程度の低コヒーレンスであること

2-2-2　光ファイバーにより導光が可能であること。

2-2-3　試料を高輝度で証明するための光学系を有していること。

2-2-4　最大繰り返し周波数 1 MHz 以上であり、調節可能であること。

2-2-5　TTL 信号による信号入力・出力機構を有し、外部装置との同期が可能であること。

2-3. 制御 PC

2-3-1　Windows　OS であること。

2-3-2　ノート型であること。

2-3-3　内蔵ハードディスクが 250GB 以上搭載していること。

2-3-4　Intel 社製 CPU であること。

2-3-5　メモリ 4GB 以上を搭載していること。

（性能機能以外に関する要件）

1　設置条件等

1-1　設置場所

1-1-1　調達物品の設置場所は、埼玉大学理学部（理学部 C 棟 2F1252 号室）の指定場所に設置すること。エレベータは理学部１号館のものを使用し、理学部１号館の 2 階から渡り廊下を通り理学部 C 棟へ移動する。理学部１号館の入り口玄関ドアはＷ１４００㎜×Ｈ２１００㎜（有効寸法）であり、内部はＷ２３００㎜×Ｄ１１００㎜×Ｈ２３００㎜（有効寸法）である。理学部１号館の廊下の幅は

２０００mm（有効寸法）である。理学部１号館２階の渡り廊下へのドアはＷ１６８０mm×Ｈ２０７０mmである。渡り廊下の幅は１２５０mm（有効寸法）である。C 棟入り口の自動ドアは、Ｗ１０００mm×Ｈ２１００mm（有効寸法）である。C 棟の廊下の幅は２４００mm（有効寸法）である。１２５２号室のドアはＷ１６５０mm×Ｈ１９００mm（有効寸法）の両開きである。

1-1-2　納入等にあたっては、本学の建物、設備等に損傷を与えないこと。また、損傷をえた場合には、速やかに納入業者の責任において現状に復元すること。

1-1-3　納入等にあたっては、エレベータ内、搬入する部屋ドア・床・壁、その他適宜に必要な場所等の養生を行うこと。

1-2　電力設備

1-2-1　理学部 C 棟 2F1252 号室に既設された電源設備は単相 100V,50Hz,15A 及び単相 100V,50Hz,20A である。調達物品が既存の電力以上必要とする場合、又は特殊設備が必要な場合は本調達に含んで用意すること。

1-3　空調設備

1-3-1　1252 号室には 1.5 kW の空調設備が 3 台ある。既存以上必要な場合は本調達に含んで用意すること。

1-4　搬入据付配線調整について

1-4-1　調達物品の設置場所への搬入、据付、配線、調整及びソフトウェアのインストールを行い、本装置の動作確認を行うこと。また、配線工事において必要とする関連機器及び関連用品があれば本調達に含めること。

２．保守体制等

2-1　導入後一年は、通常の使用により故障した場合の無償保証をすること。

2-2　提供される物品に係るアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていること。

３．教育支援体制等

3-1　使用者に対して、１日（合計２時間）以上の講習会を実施すること。

3-2　電子メールによる問い合わせ窓口を有すること。

４．その他

4-1　取扱説明書を４部提供のこと。